

私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会  
理事校等選出基準(2029年度～)

1. 会長校、西地区部会長校、総大会当番校、西地区部会研究会当番校は入学定員 1,250 名以上の図書館の輪番制とする。
2. 地区理事校は入学定員 550 名以上の第 1 項を除く図書館の輪番制とする。
3. 第 1 項および第 2 項の入学定員数は文部科学省の「全国大学一覧」による。
4. 第 1 項および第 2 項の輪番は、大学名の ABC 順とする。
5. 前項により、第 1 項については「理事校等選出基準」による会長校等該当校(2029 年度～)一覧」の「1. 会長校等該当校」、第 2 項については「2. 理事校該当校」とする。
6. 第 1 項および第 2 項の選出基準に達しなくても、会長校等該当校もしくは理事校該当校になり得る。
7. 第 1 項および第 2 項の入学定員などについては、必要に応じて見直すものとする。
8. この選出基準の改定にあたっては、協議会の議を経て行う。

2025 年 2 月 21 日制定